

第3期 甲賀市子ども・子育て応援団 支援事業計画

令和7年度～令和11年度

概要版

～基本理念～

全ての子どもが幸せな生活を送ることができる
「こどもまんなか社会」の実現に向けて
子ども・子育てを“オール甲賀”で応援するまち



令和7年（2025年）3月

甲賀市

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行により、子育てノウハウの断絶や生活環境の変化による家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などが課題となっています。また、自殺やいじめ、孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

これらの課題に関わる施策として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。これはすべての子どもが健やかに成長し、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすものです。また、令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月にはこども政策を総合的に推進する基本的な方針「こども大綱」が閣議決定されました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえ「第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づく計画を、一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけと他の計画等との関係

本計画は、甲賀市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。

市の最上位計画である第2次甲賀市総合計画をはじめとして、本市が策定する他の構想・計画・指針等と整合を図り、本市において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

(2) 計画の対象

この計画は、子ども・子育て支援法第6条第1項に基づき、本市に居住するすべての子ども（0歳から18歳）を対象とするほか、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等を対象とします。

3 計画の期間

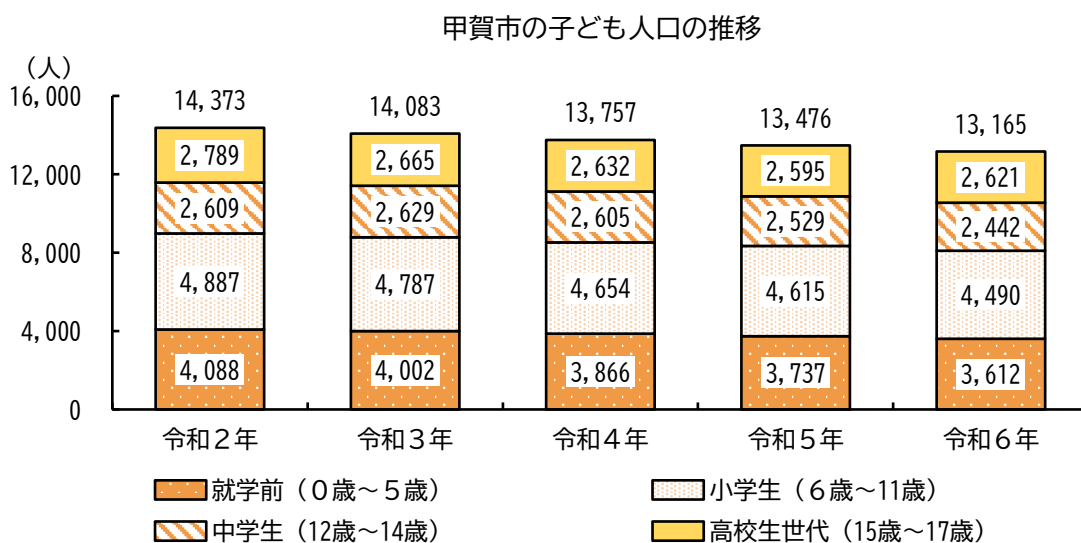
この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

計画期間						
令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第2期計画	第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画					次期計画

4 子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）、中学生（12～14歳）、高校生世代（15～17歳）のすべての年齢層で減少しています。また、18歳未満の子ども人口の市の総人口に対する比率は、令和2年の15.9%から、令和6年の14.9%と、4年間で1.0ポイント減少しています。



5 基本理念

本計画では、「第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の基本理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現や総合計画のめざすべき未来像を実現するため、「全ての子どもが幸せな生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現に向けて子ども・子育てを“オール甲賀”で応援するまち」を基本理念として掲げます。

基本理念

全ての子どもが幸せな生活を送ることができる
「こどもまんなか社会」の実現に向けて
子ども・子育てを“オール甲賀”で応援するまち

6 総合的な施策の展開

基本方針1 ニーズに応じた子育て支援の提供

- 子育ての多様なニーズに対応した、教育・保育施設の計画的な整備や保育士等の人材育成、人材確保、処遇改善や現場の負担改善を進めることにより、すべての地域の子どもたちが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境をつくります。
- 未就園の子育て家庭に対しても、保護者が気軽に相談でき、子どもとともに集うことのできる場づくりなど、保護者のニーズに応じた子ども・子育て支援に取り組みます。
- 保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実を図ります。

(1) 質の高い教育・保育

主な取組

- ・就学までの教育・保育環境の充実
- ・保育園等における保育内容や教育内容の充実



(2) ニーズに応じた子ども・子育て支援

主な取組

- ・多様な保育事業の充実
- ・待機児童対策の充実

(3) 情報提供・相談支援体制の充実

主な取組

- ・気軽に相談できる体制の充実
- ・相談窓口についての周知

基本方針2 地域ぐるみの子育て支援の推進

- 地域の身近なきずなの中で、子ども・子育てを応援する多様な活動を支援します。
- 市民、地域、企業、各種団体、行政、学校・園等が、子ども・子育てに関わる基本的な考え方を理解し、協働・連携による子育て支援を広げるためのネットワーク構築を進めます。

(1) 地域の子ども・子育てを応援する活動の支援の推進

主な取組

- ・市民活動についての情報の収集と発信
- ・市民活動の育成支援

(2) 地域ぐるみの協働・連携による子育て支援の推進

主な取組

- ・中学生と乳幼児のふれあいの機会の充実
- ・家庭や地域との連携

基本方針3 子どもの権利の保障

- 子ども一人ひとりの権利や最善の利益を守るため、地域や関係機関との連携により、子どもを取り巻くさまざまな問題の早期発見、早期の対応を図ります。また、児童虐待の防止に努めるとともに、要保護児童等の適切な保護を図るために必要な支援を行います。

(1) 子どもの権利や利益を保障する支援の促進

主な取組

- ・「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりと啓発推進
- ・子どもの声を受けとめられる相談窓口の充実

基本方針4 家庭における子育て力の向上

- 成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や自立心等を育み、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。
- 仕事と子育てを両立する上で、企業等における子育てへの支援が重要となるため、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。
- 男女共同参画の理念に基づく父親の子育て参加促進等により、心や時間にゆとりをもち楽しんで子育てができるよう、理解と参加を促します。



(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

主な取組 ・ワーク・ライフ・バランスの啓発 ・育児休業制度の活用促進

(2) 男女共同参画の推進

主な取組 ・男女共同参画の啓発 ・男性の育児休業取得促進

(3) 家庭の育児力や教育力の向上

主な取組 ・家庭教育や育児に関する学習機会の充実
・愛郷心を育む学習機会の充実

基本方針5 特別な配慮等を要する子どもや保護者への支援

- 障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、専門的な知識や技能を持つ機関との連携により、個々の障がい児や障がい児を育てる家庭等のニーズに応じた丁寧な支援を行います。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働き、生活できる環境を国・県等との連携により整備します。
- 国際化が進展する中で、外国人の子どもやその家庭が置かれている状況を把握し、相談や生活支援に取り組むとともに、子どもたちの国際理解を促進します。
- 経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を行います。



(1) 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援

主な取組

- ・障がいについての正しい理解に向けた啓発
- ・専門性の向上等、相談支援体制の充実



(2) ひとり親家庭への支援

主な取組

- ・市民啓発の推進
- ・ふれあい交流事業の実施

(3) 外国人の子どもやその家庭への支援

主な取組

- ・国際交流・国際理解の促進
- ・相談、生活支援及び学習支援

(4) 子育て家庭の経済的負担等の軽減

主な取組

- ・妊婦のための支援給付
- ・児童手当の支給

基本方針6 すべての子どもの成長を支えあう環境づくり

- 安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組めます。
- 小児医療体制について、身近な地域医療と救急医療、休日医療の維持を図るとともに、家庭での子どもの健康や疾病についての基礎知識の普及に努めます。
- 子どもたちが心身ともにたくましく、郷土への誇りを持つ人として成長するため、自主性や多様性を育む学習内容を充実するとともに、身近で安全に余暇が過ごせ、自主的に学べる場所づくりを進めます。
- 地域全体で交通安全、防災・防犯対策に取り組むことで、安心して子育てできるまちづくりを進めます。



(1) 母親や子どもの健康の保持及び増進

主な取組

- ・健診等の受診率の向上
- ・健康づくりのための情報提供の充実

(2) 小児医療・保健の充実

主な取組

- ・小児医療の確保
- ・地域保健と学校保健との連携体制の確立

(3) 子どもの学習機会の充実

主な取組

- ・子どもの読書活動の推進
- ・「生きる力」を育む教育・人権教育

(4) 安心・安全な子育て環境の整備

主な取組

- ・通学路など安全な道路環境の整備
- ・交通安全教育の推進

7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込と確保策

(1) 教育・保育事業の量の見込みと確保策

【量の見込みの考え方】

「幼児期の教育・保育の量の見込み（認定区分ごとの認定者数の見込み）」は、将来の子ども人口に、教育・保育の認定の令和2年度から令和5年度の利用率が増加傾向の場合は回帰式（ R^2 値が0.8以上）を用い、減少傾向の場合は直近値、それ以外の場合は平均値と直近値の高い方を利用します。

【提供体制・確保方策の考え方】

市全体で児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

		1号	2号		3号		
		3～5歳 教育のみ	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼希望	左記以外	保育が必要		
令和7年度	量の見込み	193	-	1,606	223	283	411
	確保策	214	-	1,765	247	361	449
令和8年度	量の見込み	185	-	1,603	237	309	348
	確保策	214	-	1,765	251	364	413
令和9年度	量の見込み	164	-	1,495	251	301	379
	確保策	194	-	1,654	264	352	418
令和10年度	量の見込み	157	-	1,488	264	295	370
	確保策	189	-	1,646	281	357	416
令和11年度	量の見込み	150	-	1,440	277	291	362
	確保策	184	-	1,617	295	335	393

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	①基本型 （箇所）	量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
	②地域子育て 相談機関 （箇所）	量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
	③特定型 （箇所）	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保方策	0	0	0	0	0
	④こども家庭 センター型 （箇所）	量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
妊婦等包括相談支援 事業（件数）		量の見込み	1,138	1,114	1,100	1,078	1,056
		確保方策	1,138	1,114	1,100	1,078	1,056

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
時間外保育事業 (延長保育事業)(人)		量の見込み	405	396	385	381	367
		確保方策	405	396	385	381	367
放課後児童健全育成 事業(人)		量の見込み	1,333	1,300	1,279	1,240	1,224
		確保方策	1,333	1,300	1,279	1,240	1,224
子育て短期支援事業 (ショートステイ事 業、トワイライトステ イ事業)(人日)		量の見込み	47	52	56	60	64
		確保方策	47	52	56	60	64
乳児家庭全戸訪問事業 (人)		量の見込み	528	518	507	500	490
		確保方策	528	518	507	500	490
養育支援訪問事業、要 保護児童対策地域協 議会及び要保護児童 等に対する支援に資 する事業(育児支援家 庭訪問事業、子ども家 庭支援ネットワーク 協議会)(回)		量の見込み	285	270	270	270	255
		確保方策	285	270	270	270	255
地域子育て支援拠点 事業(子育て支援セン ター)		量の見込み (人日/月)	2,684	2,887	3,053	3,278	3,435
		確保方策(箇所)	5	5	5	5	5
部)一時預かり事業(一 時預かり事業、認定こ ども園(短時部)以外 における預かり保育事業)	①認定こども 園(短時部) での預かり 保育(人日)	量の見込み	6,650	6,543	6,084	5,965	5,889
		確保方策	6,650	6,543	6,084	5,965	5,889
	②認定こども 園(短時部) 以外での一 時預かり保 育(人日)	量の見込み	1,884	1,846	1,784	1,762	1,709
		確保方策	1,884	1,846	1,784	1,762	1,709
病児保育事業(病児・ 病後児保育事業、体調 不良型事業)(人日)		量の見込み	285	333	378	423	463
		確保方策	285	333	378	423	463
子育て援助活動支援事 業(ファミリー・サポー ト・センター事業)(人)		量の見込み	259	280	300	320	337
		確保方策	259	280	300	320	337
妊婦健康診査事業(妊 婦健康診査事業)(人)		量の見込み	550	540	530	520	510
		確保方策	550	540	520	520	510
産後ケア事業 (人日)		量の見込み	110	110	120	120	120
		確保方策	110	110	120	120	120
こども誰でも通園制度 (人)		量の見込み		43	43	43	43
		確保方策		43	43	43	43

第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画(概要版)

令和7年3月

発行：甲賀市

編集：甲賀市 こども政策部 子育て政策課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

T E L : 0748-69-2176

F A X : 0748-69-2298